

## 「鬱島郡節目（1904年4月）」について

平成23年1月4日、韓国の毎日経済（韓国語版・聯合ニュース配信）で「大韓帝国、鬱陵島、独島實際経営資料発見」と報道された。韓国日報には写真も掲載され、デイリアン、大邱日報、文化日報等でも報道され、このニュースは韓国国内で大きな話題になっているようである。

### 新聞記事

■独島：「鬱島郡」の行政指針、日本編入以前の支配立証

記事入力：2011/01/05 19:01:35

110年前に大韓帝国が独島（日本名・竹島）を実効支配していたことを示す証拠となり得る、当時の治安・行政に関する史料が初めて公開された。

慶尚北道の独島史料研究院は4日、1900年10月に「大韓帝国勅令41号」により鬱陵島が鬱島郡に昇格した1年半後の1902年4月当時の同郡の治安・行政状況を記録した「鬱島郡節目」（行政指針）と呼ばれる文書を公開した。この史料は大韓帝国が勅令41号を宣布後、「鬱陵全島と竹島・石島」を支配していたことを示している。（編注・韓国側の見解で、ここで言う「竹島」は鬱陵島そばの小島、「石島」は独島を指す）鬱陵郡は昨年10月、郡設置110年を記念する「郡民の日」のイベントに初代鬱島郡守（郡の首長）を務めたペ・ゲジュ（裴季周）氏の子孫と、日本による独島編入を最初上部に報告した沈興沢（シム・フンテク）郡守の子孫を招待した。

その際、ペ氏のひ孫に当たるイ・ユミ氏が鬱島郡とペ氏に関する史料を所蔵していた事実が明らかになった。1902年当時の内部大臣（内務大臣）の印章が押されたこの史料には、「節目」のほか、ペ氏を郡守に任命する「教旨」（国王による辞令）、ペ氏や息子、孫たちの写真などが含まれている。

節目には、▲日本人が密かに木材を伐採することを厳禁する▲家屋と田畑の外国人による売買禁止と違反者処罰▲官庁は補修して使用し、民間に迷惑をかけること▲商船と貨物に課税すること▲官吏（かんり）に給与を支払うこと一などが定められている。

慶尚北道は「鬱陵島の事情に詳しいペ氏から同島の現況について報告を受け、内部で必要な行政指針を『節目』として設けたとみられる」と説明した。

この節目に関する研究は、韓国海洋水産開発院（KMI）のユ・ミリム博士によって進められてきた。ユ博士は「ペ氏は鬱陵島の事情に詳しく、1895年から島監（鬱陵島の行政責任者）を務め、日本人による鬱陵島侵奪を阻止するために訴訟も辞さなかった人物だ。鬱陵島に学校を設立し、同島の状況を直ちに上部に報告する任務を遂行していたことが分かっている」と指摘した。

ユ博士はまた、「これまで勅令41号によって鬱陵島が鬱島郡に昇格した事実は知られて

いたが、鬱島郡が実際にどのように統治されていたかを記した史料はまれだ。今回の史料は中央政府による鬱島郡の管理実態を記録した具体的な史料で、学術的な価値がある」と説明した。

節目には独島に関する直接の記述はないが、ユ博士は「『鬱陵全島と竹島・石島』を管轄していた鬱島郡守に下された行政命令であるため、1905年に日本が独島を無人島と判断し、日本領に編入する以前に、大韓帝国が（独島を）実効的に支配していたことを示す証拠となる価値がある」と主張した。

崔宰熏（チェ・ジェフン）記者

朝鮮日報／朝鮮日報日本語版

<http://www.chosunonline.com/news/20110105000049>

### 「鬱島郡節目」解説

内閣總理大臣 尹容善 閣下

内部

鬱島郡節目

本郡陞設 今既兩年 全島庶務 尙多草創之中 數三悖民 興訛梗化 煽動居民 則不可不自本部 講究方略 確立郡規 故別成節目 以送 依此舉行 無或違越 島民中若有如前執迷 不遵令飭者 這這摘發即速馳報 則當有別般嚴處矣 惕念舉行節目辭意 亦爲眞諺翻謄 揭付各洞 俾無一民不聞不知之弊事

- 一 日本潛越人等 偷斫木料 別般嚴禁事
- 一 本島人民中 家屋田土 或有暗賣外國人者 當一律施行事
- 一 本島開拓 尙未盡 懇爲念民人成家 姑未定稅 凡於島民耕食居生 若移居內陸 不得私相賣買 還爲官有事
- 一 現存公廨 爲七間 則仍舊修葺 若果狹窄四五間 略加建築 俾無民弊事
- 一 鄉長一員 書記一名 使令三名 姑先略施 以爲供役事
- 一 郡守以下 鄉長書記使令 餼料不得不自郡 略略算定 而本島戶數 足爲五百戶 則每戶春等 麥三斗 秋等黃豆四斗式 收斂分排廩料事
- 一 五百戶 每戶收麥爲三斗 則共計一千五百斗 凡石則爲一百石內 郡守一員廩況六十石 鄉長一員餼料十二石 書記一名十石 使令三名 每名六石式 合十八石 總計一百石 以爲定式事
- 一 各道商船來泊本島 捕採魚蠶人等處 每十分抽一 收稅 外他出入貨物 從價金 每百抽一 以補經費事
- 一 官船一隻 不可不急先辦備 然後以便航路 而來往本部調查委員入島時 田士能李東

信處 偷斫木料之屬公者 這這查徵 以爲購買船隻事

- 一 未盡條件 自本郡爛商會議 更爲磨鍊事

後錄

香木 貳百斤 間一年 進上事

戸布錢 五百兩 毎年輸納于度支部事

郡守 年俸及郷長書記使令餼料 總算

郡守 春等麥六十石 秋等黃豆四十石 合一百石

郷長 春等麥十二石 秋等黃豆十二石 合二十四石

書記一名 春等麥十石 秋等黃豆十二石 合二十二石

使令每名 春等麥六石 秋等黃豆十二石 三名合麥十八石 合黃豆三十六石 總計麥一百石  
黃豆一百石

光武六年四月 日

内部

## 日本語訳

内閣総理大臣尹容善閣下

内部の鬱島郡節目

本郡（鬱島郡）が昇格してすでに 2 年が過ぎたのに、全島の庶務がまだ草創のままであることが多い中、流言飛語を作り出し教化されない何人かの悖民たちが、民衆を扇動するので、本部(内部)では方略を講じて郡の規律を確立せざるをえない。従って、別に節目を作って送るので、このまま行ない、破ってはいけない。島民の中に、前のように戸惑って命令に従わない者がいれば、いちいち摘発して速やかに馳報せよ、然らば当然、別段の厳しい措置があるだろう。格別に留意して挙行せよ。節目の意味を諺文（ハングル）にも翻訳して各村に掲示し、一人たりとも聞いていない、知らないというような弊害をなくすこと。

- 一 日本からやってきて木を密かに切っていく者を、特別に厳禁すること。
- 一 本島の人民中に、家屋と田土を外国人に密かに売買する者があれば、当然のことに、一律(=死刑)を施行すること。
- 一 本島の開拓はまだ未済であるから、島民が家庭を作ることを切実に望む、よって税金はまだ定めない。およそ島民たちは耕作をして生きていくのであるが、もし万一、内陸に移居するような場合には、私的な売買を出来なくして官有に返還するようにさせ

ること。

- 一 現在ある官庁の建物は、七間であればそのまま屋根を補修して使い、もし 4~5 間程度で狭ければ、若干の増建だけをして、民に迷惑をかけないこと。
- 一 郷長 1 人、書記 1 人、使令 3 人を先ず先に置き、仕事に供役させること。
- 一 郡守以下、郷長・書記・使令の給料は、郡で概略算定しなくてはいけない。鬱陵島の戸数が 500 戸になるならば、家ごとに春に出す税金は麦 3 斗、秋に出す税金は豆 4 斗ずつを納めさせ、給料として分け与えること。
- 一 500 戸が、戸ごとに麦 3 斗を収めるならば、全部で 1500 斗になる。石にすれば、全部で 100 石以内だ。郡守一人の給料は 60 石、郷長 1 人の給料は 12 石、書記一人は 10 石、使令 3 人は一人当たり 6 石ずつで合わせて 18 石、合計 100 石を定式とすること
- 一 各道の商船にして鬱陵島に来て漁労や採藿をする者には、一人当たり 10 分の 1 税を納めさせ、外地に出入する貨物は、その値段により 100 分の 1 税を納めさせて経費に加えること。
- 一 官船一隻を先に用意してこそ往来が楽になるが、以前、本部の調査委員が入島したときに（1900年の禹用鼎の調査をさすか？）、田士能と李東信が盗んだ木を官衙に属させたことについては、きちんと調査・徴税して船隻の購買費用とすること。
- 一 （このほかの）未尽の条件は、本郡で十分に相談してさらに整備すること

後祿

香木 200 斤を、1 年おきに進上すること。

戸布錢 500 両は、毎年、度支部（＝大蔵省）に納入すること。

郡守の年俸、および郷長・書記・使令の給料は、総算する。

郡守は、春には麦 60 石、秋には豆 40 石で、合計 100 石。

郷長は、春には麦 12 石、秋には豆 12 石で、合計 24 石。

書記 1 人は、春には麦 10 石、秋には豆 12 石で合計 22 石。

使令は、それぞれ春には麦 6 石、秋には豆 12 石、3 人の合計が麦 18 石

### **竹島問題研究会の見解**

独島を実際に経営云々の資料ではない。この節目が、無断伐木の処断、家屋と全土（田畑）を外国人に売買する者の処罰、開拓放棄者の土地返還、官庁新築禁止、商船・貨物への課税、郡守以下の給料について規定しているとなれば、独島に適用される項目が一つもないので、「独島実際経営」の逆で、独島＝竹島が視野にないことを証明しているように思われる。

## 1902年「鬱島郡節目」 柳美林（韓国海洋水産開発院責任研究員）解説

最近公開された1902年「鬱島郡節目」の意味

KMI 研究委員 柳美林 <http://blog.daum.net/gimcheonws/7688272>

### 1. 節目が出ることになった背景

- ・1880年代中盤以後から、日本の鬱陵島侵奪が本格化、木材密搬出と漁労活動が増加。
- ・1888年には、越松浦万戸が鬱陵島僉使を兼職し、島長の役割。
- ・1890年閏2月には、高宗が江原道觀察使・李源逸（イ・ウォンイル）を呼び鬱陵島檢察を特別に命令し、同じ月に、日本人30人が、漁網を積んでくる。
- ・1892年には宣伝官ユン・シビョンを檢察官として派遣。
- ・1893年までは、鬱陵島に搜討官が派遣されたが、1894年になって搜討制度は廃止。  
平海郡守チョ・ジョンソンは1894年には査検官の名前で調査する。
- ・1895年8月には、また島長を島監に変える。  
鬱陵島の島監に裴季周が任命され、裴季周は、1895年から鬱陵島の事務を本格的に引き受けることになる。彼は、鬱陵島道民として宣伝官の檢察に同行したが、1895年9月に島監に差定。日本人の鬱陵島侵奪を防ぐために、訴訟も辞さないなどの積極的な行歩。
- ・1896年になると、鬱陵島では日本とロシアが伐木について角逐する状況になったが、島監にはこれを阻止する力が微弱。手下と月給もなく、名前だけの島監であったので、島監の地位を格上げさせるため、政府に1898年に島監を判任官として待遇することを要請。
- ・1898年に、裴季周は密搬出された木材を取り戻すために、隠岐と東京などの地で訴訟をし、1899年4月には、松江地域で訴訟を提起して勝訴。日本人から取り戻してきた木材の代金を訴訟費用に当て、余ったお金を国家に上納した裴季周の行跡は「皇城新聞」(1899年5月16日雑報:可任一隅)に報道。こういう行跡のために、彼は1899年5月、釜山にいたが島監に再任命、ラポーテとともに、鬱陵島の真相を調査しろとの命を受ける。しかし裴季周が訴訟の件のためにしばらく島監の資格を喪失し、また任命されたのかについては明らかでない。裴季周と釜山税関税理士のラポーテの鬱陵島調査があった後、ロシアと日本は、それぞれ相手国家が鬱陵島で伐木するのに対して朝鮮に抗議。外部大臣・朴齊純（パク・チェスン）は、日本公使に鬱陵島に留まっている日本人の撤収を要求。日本公使の林（＝林権助）は、1899年11月末までに撤収を約束。しかし日本は、日本人の撤収は彼らの住居権とは関係がないと態度が変わり始める。裴季周とラポーテの報告書に接した朝鮮政府は、日本人数百世帯の蛮行と侵奪についての記述を見て、はじめて事態の深刻性を認識。裴季周による状況報告は、1899年6月から9月にかけてしばしば行われる。両国で鬱陵島に人を派遣して調査することにしたのは、裴季周の訴訟の件が影響を及ぼしたようだ。
- ・1900年6月、禹用鼎が派遣される前まで、裴季周は鬱陵島島監として鬱陵島の状況を逐

次、上部に報告。そのような功績ためか、裴季周は島監から郡守に任命される。裴季周は、鬱島郡守として禹用鼎が帰った後にも、ずっと鬱陵島の状況を報告。しかし鬱陵島の状況について悲観的に成っていき、鬱陵島の官制改編の議論は、こういう裴季周の活動に力づけられたことが大きいといえる⇒勅令 41 号

当時、ロシアが日本人の伐木禁止を日本政府に要請するなど、ロ・日間の鬱陵島侵奪が本格化すると、朝廷では、島監の設置が能事ではないとの認識をし始める。これに 1899 年下半期に至り、鬱陵島の現況を詳しく調査するために、禹用鼎を鬱陵島に派遣しようという議論が台頭。続いて、内部大臣・李乾夏（イ・コナ）は、禹用鼎を視察委員として派遣することを上奏。鬱陵島の形勢を把握しようとする本格的な動きが 1899 年の後半になって起き始める。鬱陵島を詳しく調査しよとの命を受けた禹用鼎は、1900 年 6 月に鬱陵島に行ってきて、その結果を上部に報告。その後から、島監を郡守に改正し、行政的にも整備することを議論する手続きが進行。禹用鼎が鬱陵島を視察して帰った後にも、日本人の無断伐木はもっとひどくになり、従って島監の権力でこれを阻止するには限界があるということを裴季周自身が吐露。勅令 41 号は、こういう状況で、鬱陵島をこれ以上放置できないと判断した朝鮮政府の措置。

- ・ 1901 年 8 月現在、鬱陵島に留まっていた日本人は全部で 550 人。伐木したり造船に従事する者、および商業に従事する者が主をなす。これらの中で、3~400 人は 3 月と 6 月の間に来て仕事が終われば帰る者であるが、中には、7~8 年留まり、永久居住を試みる者もある。当時も相変わらず鬱陵島には船舶がなく輸送に困りきっており、このために日本に商圏を奪われている状態。そこで鬱陵島民は、外部に船舶 2 隻を購入してくれと請願した状態。

## 2. 裴季周に関する事項

父親は、通政大夫 行敦寧府都正の裴頭龜（ペ・ヒョング）（1893 年 1 月教旨）

1895 年 9 月に島監に差定され、鬱陵島を管理。

1900 年 10 月 25 日、初代郡守として赴任。1900 年 11 月 29 日付「官報」には、9 品裴季周を奏任官 6 等に叙用し、鬱島郡守に任命するという事実が載っている。

1903 年、沈興澤が赴任する前まで、郡守として在職。

その間、1902 年初、姜泳禹（カン・ヨンウ）が郡守としてしばらく在職。

鬱島郡教勅命：

前郡守裴季周を鬱島郡守に任じ、奏任官 6 等に叙す

光武 6 年(1902 年) 3 月 7 日

### \* 日本人の裴季周に対する評価

「裴島監は日本に 3 度来たことがあって、日本語を少しは理解するので、日本人のためには非常に便利であるが、日本での槻木材の価値が分かるから、いつも直接伐採し、日本人

ひとりと結託して利益を独占しようとしている。昨年以後に彼が韓国朝廷に日本人の槻木盗伐云々という報告し、また、島民が槻木を守るのは生命と同じようが、という話などは、全部こういう胸中から出た言葉だ。」（「鬱陵島山林調査概況」）

### 3. 当時の関連史料

\* 鬱陵島の官制を整備しようとする端緒は、すでに 1898 年 4 月 7 日、勅令 12 号「地方制度中、鬱陵島島監設置の件」に見える。

\* 1898 年 5 月請議書:「鬱陵島区域を地方制度中に添入に関する請議書」

鬱陵島は、東側の海に孤立しており、陸地ととても離れていることが実に恨めしく、状況がどのようなのか、また居住民の数をまだ完全には知らないもので、開国 504 年(1895) 8 月 13 日に、鬱陵島島監を選んで送るように請議し、同じ月 16 日に上奏して裁可を得ました。同じ年 9 月 20 日に、鬱陵島の人である裴季周を島監に差定し、島監は判任官として待遇することを官報に掲載して本島の管理を全面的に任せ、島の状況と戸口を事実通りに調査した後に、報告させるようにしました。この人が報告した成冊に基づいてみると、居住民の戸数は 277 で、男女人口は 1,137 で、開墾した田土が 4,774 斗落である。これを調べてみると、島の人の戸数と、開墾された土地が、このような場合には、地方制度中に添入することが妥当なので、この勅令案を会議に上げます。

光武 2 年 5 月日

議政府 参政内部大臣 朴定陽 (パク・チョンヤン)

\* 1900 年 3 月 1 日:雑報:「鬱島官制の改定」(皇城新聞)

内部では、鬱陵島官制改正の件を議政府会議に提出して決めたが、島監は監務と改称し、監務は奏任官とし内部の地方局長の指揮を受けるようにし、島長 1 人、書記 2 人、通引 2 人、使命 2 人で、監務の任期は 5 年だ。任期が来たり、政治がよくできなくて変える場合には、島の中の各洞の執綱が連署で署名して、島長の中で人望が優れた人を選んで内部に報告する。島長は、本島の島民中、人望が普段優れた者を会議で投票し、多数決により差任するが、3 年に一回ずつ変えて、官吏の給料は本島の戸口と田結を調査して計算した後に島の人民の公議について決めて支給することとした。

\* 1901 年 3 月 11 日:雑報:「島民訴請」

鬱陵島の居住民の金声集 (キム・ソンジプ) などが内部に訴えるには、

「昨年に蔚珍の人・崔秉麟 (チェ・ビョンニン) と視察官・禹用鼎が入島して、済益船一隻を購入して島民と物品の往來を便利にしたが、槻木をのせて行き黄土窟で風浪に会って船が破損しました。すると、船舶会社の社員が言うには、これは政府が用意したものであるが、お前たちが曳木を遅滞したせいで破損が起ったとして、船価と費用 1 万 6 千兩を島民から強制的に徴収しようとしてしました。そこで、郡守の報告書を持って島の中の知事人である田士能を送って釜山港に停泊するようにすると、崔秉麟が言うには、印章を偽造して

報告するのに押したといいました。そして、田士能を釜山港監理所に捕まえ、合わせて押送して裁くことを求めました」ということである。

\* 1901年9月日 報告書第1号

本郡は、海のはてにあり、開拓はまだ終わらず、世帯は五百戸にならず、普段通商する境遇ではないから、彼らの交渉は、本来、各国会辦の条例にはないことです。今、日本人の往来が異常で、重大な封山をむやみに切るのも、この事実を内部に報告しました。そして去る庚子年(1900)5月、視察官禹用鼎が日本公使とともに命を受け、島に入って日本人を呼び集めて裁判をし、再び侵蝕する弊害がないようにして雌伏させました。視察官が上京した後で、日本人500人が、すべての山に入って槻木と材木を思いのままに切っては、載せて行ってしまいました。今年は、鬱陵島を南北に分けて、自称自らの山と言ひ、島の人一つも切れないようにしています。しかも、鬱陵島民から財物を奪ひ、無数に困難にあうので、その・・・を報告します。ですから、日本公使館に知らせて、島に入ってきた日本人を速く撤収するようにし、民衆が楽に生業に従事して大韓要衝の土地を保存するよう願ひます。

1901年9月 日

蔚島郡守 裴季周

議政府 参政 外部大臣閣下

\* 1901年9月13日 報告書 副本

現在、日本が島全体にぎっしり埋まり、不法を行うことは、民をドン底に落ちるようにするだけでなく、森林はすでに真裸になり、土地が将来彼らの手に入るようになったので、これを報告します。

鬱島郡守 裴季周

議政府 参政・外部大臣閣下

\* 1902年3月4日:雑報:「蔚守新任」

鬱島郡守・姜泳禹を免官する代りに、前郡守裴季周氏が叙任されたという。

\* 1902年3月13日訓令第1号

貴郡が新設されてからいくらか経たず、すべての事務が始まる段階です。外国人が内地をあまねく通うと自称して、頻りに往来して家を作って営業をし、森林をむやみに切ることがあり、弊害がますます激しくなるに至りました。これは条約を破ることであるだけでなく、私たちの民の利害とも関係があつて、そのまま置いてはいけなないので、これに訓令を出します。厳しくさらに禁飭し、外国人が遊覧して商うこと以外に、家屋を作って営業をし、土産物を侵奪することが無いようにしなければなりません。難しいことがあつたら、付近の東萊監理に知らせて処理するようにし、本国民で外国人と不法に通じる者があれば、東萊監理署に捉えてきてても良いです。

光武6年10月30日

議政府 参政・外部大臣朴斉純

鬱島郡守 姜泳禹座下

#### 4. 節目の構成

1)節目を出した理由

鬱島郡民の規律を正して日本人の無断伐木禁止

鬱島郡民と日本人との結託および田土売買防止

2)鬱島の開拓を奨励するための措置：税金免除、耕作地売買禁止

3)官庁による民への迷惑禁止

4)郡守と手下の官吏についての規定および給料規定

5)商船および貨物に対する徴税

6)官船用意のための対策

7)その他： 香木献上品、戸布錢徴収